

総務省「地域における多文化共生推進プラン」(平成 18 年策定、令和 2 年改訂)

1. 改訂の背景

2. 地域において多文化共生施策を推進する意義

- (1) 多様性と包摂制のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- (2) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
- (3) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- (4) 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

- (1) コミュニケーション支援
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - ② 日本語教育の推進
 - ③ 生活オリエンテーションの実施
- (2) 生活支援
 - ① 教育機会の確保
 - ② 適正な労働環境の確保
 - ③ 災害時の支援体制の整備
 - ④ 医療・保健サービスの提供
 - ⑤ 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
 - ⑥ 住宅確保のための支援
 - ⑦ 感染症流行時における対応
- (3) 意識啓発と社会参画支援
- (4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

4. 多文化共生施策の推進体制の整備

5. 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議
「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(令和 8 年 1 月)

I 基本的な考え方

「我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要がある。」

「今般の総合的対応策で新たに打ち出した『秩序』という視点に基づく取組とともに、政府が、『外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ』及び従来の『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策』に基づき進めてきた外国人の受入れ環境整備に向けた取組も実施していく必要がある。」

II 国民の安全・安心のための取組

第 1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

(1)～(3) (略)

(4) 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備

「我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する。」

「一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討するなど、国と地方公共団体が連携して課題に取り組む」

(5)・(6) (略)

2 外国人制度の適正化等について

(1) マイナンバー等を活用した情報連携の更なる活用

(2) 税・社会保障・医療に係る制度の適正化

(3) 日本語教育の充実 (来日前の日本語教育、大人(労働者、生活者)、子供に対する日本語教育等)

(4) 福祉・教育・住居等制度の適正化

(5) 民泊・オーバーツーリズムへの対応

第 2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

1 日本語教育の充実<再掲>

2 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備<再掲>

3 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

5 その他(日本社会の意識醸成、情報収集、関係機関間の連携、支援策の拡充等)

